

## 香川県条例第65号

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料月額等の特例)</p> <p>第1条 知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の受ける給料月額は、平成23年度から平成25年度までの各年度（以下「平成23年度等」という。）においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第6項から第8項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与</p>	<p>(給料月額等の特例)</p> <p>第1条 知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の受ける給料月額は、平成23年度及び平成24年度（以下「平成23年度等」という。）においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第6項から第8項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与</p>

条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例附則第5項又は学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額対象特定職員」という。））あっては、当該合計額から職員給与条例附則第5項第1号又は学校職員給与条例附則第6項第1号に定める額を減じて得た額から当該合計額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。）第4条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

4 職員（特別調整額等受給職員及び特別調整額等受給職員以外の減額対象特定職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の0.6を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(1) 行政職給料表の職務の級4級又は5級の職員 100分の0.2（平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の0.6）

条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に100分の2.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。）第4条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

4 職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成23年度等においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(1) 行政職給料表の職務の級3級以上5級以下の職員 100分の0.5（平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の1.5）

- (2) 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員 100分の0.6
- (3) 公安職給料表の職務の級4級の職員(70号給以下の職員を除く。)、5級又は6級の職員 100分の0.2(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の0.6)
- (4) 研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員 100分の0.6
- (5) 研究職給料表の職務の級3級の職員 100分の0.2(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級4級であった職員にあっては、100分の0.6)
- (6) 医療職給料表(一)の職務の級3級又は4級の職員 100分の0.6
- (7) 医療職給料表(一)の職務の級2級の職員 100分の0.2
- (8) 医療職給料表(二)の職務の級5級又は6級の職員 100分の0.2(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(二)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の0.6)
- (9) 医療職給料表(三)の職務の級5級の職員 100分の0.2(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の0.6)
- (10) 大学教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の0.6
- (11) 大学教育職給料表の職務の級1級の職員(80号給以下の職員を除く。)  
又は2級の職員 100分の0.2
- (12) 高等学校等教育職給料表の職務の級3級の職員 100分の0.6
- (13) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の職員(90号給以下の職員を除く。)  
又は特2級の職員 100分の0.2
- (14) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員  
100分の0.6
- (15) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の職員(102号給以下の職員を除く。)  
又は特2級の職員 100分の0.2

5 略

(給料の調整額の特例)

第2条 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に100分の1を乗じて得た額(その額に1円未満

- (2) 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員 100分の1.5
- (3) 公安職給料表の職務の級3級の職員(40号給以下の職員を除く。)  
又は4級以上6級以下の職員 100分の0.5(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の1.5)
- (4) 研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員 100分の1.5
- (5) 研究職給料表の職務の級2級の職員(45号給以下の職員を除く。)  
又は3級の職員 100分の0.5(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級4級であった職員にあっては、100分の1.5)
- (6) 医療職給料表(一)の職務の級3級又は4級の職員 100分の1.5
- (7) 医療職給料表(一)の職務の級2級の職員 100分の0.5
- (8) 医療職給料表(二)の職務の級3級の職員(28号給以下の職員を除く。)  
又は4級以上6級以下の職員 100分の0.5(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(二)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の1.5)
- (9) 医療職給料表(三)の職務の級4級又は5級の職員 100分の0.5(切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の1.5)
- (10) 大学教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の1.5
- (11) 大学教育職給料表の職務の級1級の職員(40号給以下の職員を除く。)  
又は2級の職員 100分の0.5
- (12) 高等学校等教育職給料表の職務の級3級の職員 100分の1.5
- (13) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の職員(44号給以下の職員を除く。)  
又は特2級の職員 100分の0.5
- (14) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員  
100分の1.5
- (15) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の職員(56号給以下の職員を除く。)  
又は特2級の職員 100分の0.5

5 略

(給料の調整額の特例)

第2条 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に100分の2.5を乗じて得た額(その額に1円未

の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

- 2 職員(特別調整額等受給職員及び特別調整額等受給職員以外の減額対象特定職員を除く。)の受ける給料の調整額は、平成23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額の前条第4項第12号から第15号までに掲げる職員の区分に応じて同項第12号から第15号までに定める割合(規則で定める職員にあっては、100分の0.6を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(給料の特別調整額等の特例)

第3条 特別調整額等受給職員の受ける給料の特別調整額又は管理職手当の額は、平成23年度等においては、職員給与条例第7条の2第1項及び学校職員給与条例第22条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、地域手当の額の算定基礎となる給料の特別調整額及び管理職手当については、この限りでない。

(地域手当の特例)

第4条 略

- 2 職員給与条例第9条の2第3項に規定する地域に在勤する職員の受ける地域手当の額は、平成23年度等においては、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額(減額対象特定職員にあっては、当該額から職員給与条例附則第5項第2号に定める額を減じて得た額)から当該職員の給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額と同条第2項に規定する割合を乗じて得た額(減額対象特定職員にあっては、当該額から、当該額に対し職員給与条例附則第5項第2号の規定を適用することとしたならば当該額から減ずることとなる額を減じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(期末手当の特例)

第5条 略

- 2 略

満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

- 2 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料の調整額は、平成23年度等においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額の前条第4項第12号から第15号までに掲げる職員の区分に応じて同項第12号から第15号までに定める割合(規則で定める職員にあっては、100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(給料の特別調整額等の特例)

第3条 特別調整額等受給職員の受ける給料の特別調整額又は管理職手当の額は、平成23年度等においては、職員給与条例第7条の2第1項及び学校職員給与条例第22条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、地域手当の額の算定基礎となる給料の特別調整額及び管理職手当については、この限りでない。

(地域手当の特例)

第4条 略

- 2 職員給与条例第9条の2第3項に規定する地域に在勤する職員の受ける地域手当の額は、平成23年度等においては、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該職員の給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額と同条第2項に規定する割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(期末手当の特例)

第5条 略

- 2 略

- 3 特別調整額等受給職員の受ける期末手当の額は、平成23年度等において

3 略

(行政委員会の委員等の報酬の特例)

第6条 略

附 則

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

は、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで、平成18年改正職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例第24条の3第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

4 略

5 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員（特別調整額等受給職員を除く。）のうち警視をもって充てる職にあるものの受ける期末手当の額は、平成23年度等においては、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(勤勉手当の特例)

第6条 特別調整額等受給職員の受ける勤勉手当の額は、平成23年度等においては、職員給与条例第14条の8第2項から第4項まで、平成18年改正職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例第24条の6第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

2 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員（特別調整額等受給職員を除く。）のうち警視をもって充てる職にあるものの受ける勤勉手当の額は、平成23年度等においては、職員給与条例第14条の8第2項から第4項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(行政委員会の委員等の報酬の特例)

第7条 略

附 則

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。